

除却手続きの流れ

① 事前相談

交付申請される前にご相談ください。
建築確認済証、登記事項証明書等があればご持参ください。

申請期限：当該年度の1月末日

② 補助金交付申請

必要書類を添えて、交付申請書を提出してください。
※申請前に、除却工事に着手されますと補助金の対象外になります。
申請書の内容を確認後、補助金の交付を決定し、通知します。
(申請から約2~3週間で通知します。)

補助金交付決定通知の送付

③ 除却工事の着手

交付決定通知が届きましたら、除却工事の契約・着手に取り掛かってください。

④ 除却工事の完了

報告期限：当該年度の2月20日

⑤ 実績報告書

除却工事の完了後、必要図書を添えて報告書をすみやかに提出してください。(除却工事完了後、30日以内に提出して下さい。)
報告書の内容を確認後、補助金の金額を確定し、通知します。
(申請から約7~10日で通知します。)

補助金額確定通知の送付

⑥ 補助金請求

補助金交付請求書を提出してください。

申請者の銀行口座へ補助金を振込み

⑦ 補助金受領

手続き完了です。

※予算額に達し次第、受付を締め切ります。あらかじめご相談ください。